

むつ市議会第185回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成17年8月23日(火曜日)午後1時開会・開議

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第4 請願第1号 使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致しないことに関する請願

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第5 議案第179号 むつ市過疎地域自立促進計画について
- 第6 議案第180号 むつ市個人情報保護条例
- 第7 議案第181号 むつ市脇野沢地域交流センター条例
- 第8 議案第182号 むつ市ウェルネスパーク条例
- 第9 議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第184号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第185号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第186号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第187号 むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第188号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第189号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第190号 青森県交通災害共済組合理約の一部を変更する規約
- 第17 議案第191号 青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加について
- 第18 議案第192号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第19 議案第193号 平成17年度むつ市一般会計補正予算
- 第20 議案第194号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第21 議案第195号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第22 議案第196号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第23 議案第197号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第24 議案第198号 平成16年度川内町一般会計歳入歳出決算
- 第25 議案第199号 平成16年度川内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第26 議案第200号 平成16年度川内町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第27 議案第201号 平成16年度川内町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第28 議案第202号 平成16年度川内町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第29 議案第203号 平成16年度大畑町一般会計歳入歳出決算

- 第30 議案第204号 平成16年度大畑町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第31 議案第205号 平成16年度大畑町魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第32 議案第206号 平成16年度大畑町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第33 議案第207号 平成16年度大畑町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第34 議案第208号 平成16年度大畑町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第35 議案第209号 平成16年度脇野沢村一般会計歳入歳出決算
- 第36 議案第210号 平成16年度脇野沢村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第37 議案第211号 平成16年度脇野沢村介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第38 議案第212号 平成16年度脇野沢村老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第39 議案第213号 平成16年度脇野沢村簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 第40 議案第214号 平成16年度脇野沢村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第41 議案第215号 平成16年度川内町水道事業会計決算
- 第42 議案第216号 平成16年度大畑町水道事業会計決算
- 第43 議案第217号 平成16年度むつ市水道事業会計決算
- 第44 報告第 34号 平成16年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書
- 第45 報告第 35号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市水道事業会計補正予算)
- 第46 報告第 36号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の増減及び
青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について)
- 第47 報告第 37号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職
員退職手当組合規約の変更について)
- 第48 報告第 38号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(青森県消防補償等組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県消防補償等組合規
約の変更について)
- 第49 報告第 39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（60人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
7番	村中徹也	8番	村川壽司
9番	小林正	10番	新谷功
11番	高田正俊	12番	佐々木肇
13番	石田勝弘	14番	鎌田ちよ子
15番	菊池広志	16番	野呂泰喜
18番	川端澄男	19番	富岡修
20番	中村正志	21番	斉藤孝昭
22番	宮下順一郎	25番	本間千佳子
26番	坪田智十司	27番	田澤光雄
28番	福永忠雄	29番	工藤孝夫
30番	大澤敬作	32番	飛内賢司
33番	半田義秋	34番	牛滝春夫
35番	東健而美	36番	坂井一利
37番	板井磯美	38番	松野裕而
39番	東谷正司	40番	東谷良久
41番	佐々木隆徳	42番	立石政守
43番	竹本強	44番	杉浦守彦
45番	柴田峯生	46番	杉浦洋
47番	千船司	48番	佐藤司
49番	澤藤一雄	50番	千賀武由
51番	目時睦男	52番	田高利美
53番	濱田栄子	54番	堺孝悦
55番	菊池清	56番	澤田博文
57番	柏谷均	58番	工藤清四郎
59番	毛馬内光雄	60番	慶長徳造
62番	杉本清記	63番	久保田昌司
64番	川端一義	65番	服部清三郎

欠席議員（5人）

17番	木村亀治	23番	赤松功
24番	工藤直義	31番	徳誠
61番	池田正利		

説明のため出席した者

市長	杉山 肅	助役	田頭 肇
収入役	田中 實	教委會員	山本文三
教育長	牧野 正藏	公営企業者	杉山 重一
代監査委員	菊池 十 四 夫	選委會職務	佐々木 鉄 郎
農委會員	立花 順 一	総務部長	齋藤 純
企画部長	渡邊 悟	民生部長	高橋 勉
保健福祉部長	名久井 耕 一	経済部長	森 正 剛
建設部長	藤井 幸 男	教育部長	宮下 孝 信
教委事務	新谷 加 水	公営局 営長	新谷 博 仁
監査委員局長	久保 恒 夫	総務課 部長	佐藤 節 雄
企画調整部政監	近原 芳 栄	選委會職務	大 芦 清 重
農務局員	西山 肇	企画課 部長	奥 島 慎 一
企画課 部長	下山 益 雄	川所 内長	佐藤 吉 男
大庁舎所 畑長	中嶋 康 夫	脇野所 沢長	千船 藤 四 郎
総務課 部長佐	濱田 賢 一	総務政 部課係査	澁田 剛

事務局職員出席者

事務局 長	藤田 修	次 長	小島 昭 夫
主 幹	柳田 諭	庶務係 長	古川 俊 子
庶務主任 係査	濱村 勝 義	調査 係査	青 山 諭
議事 係事	葛西 信 弘		

開会及び開議の宣告

午後 1時00分 開会・開議

○議長（宮下順一郎） ただいまからむつ市議会第185回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は60人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、全国市議会、東北市議会並びに青森県市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、去る7月27日に実施いたしました平成17年度県への要望活動に参加した議員16名については、会議規則第159条第1項ただし書きにより、議長が出席議員の派遣を承認しておりますので、ご了承願います。

次に、議会運営委員長から、7月28日、29日に実施いたしました議会運営委員会の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配布してあります。

次に、むつ市議会第184回定例会で総務常任委員会に付託されました請願の審査結果について、

会議規則第137条の規定に基づき、8月10日、総務常任委員長から委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮下順一郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、4番川下八十美議員及び62番杉本清記議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの21日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月12日までの21日間と決定いたしました。

日程第3 行政報告

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告をお願いいたします。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 初めに、風間浦村長から提出

されておりました合併協議会設置の請求に係る意見照会に対する回答についてご報告を申し上げます。

さきのむつ市議会第184回定例会において、4月27日付で風間浦村長から市町村の合併の特例に関する法律第4条の規定により合併協議会の設置を議会に付議するか否かの意見を求められており、このことについて議員各位のご意見を拝聴したい旨の行政報告をしたところ、早速同定例会におきまして「風間浦村からの合併協議会の設置要請に係る議会の意思を表明する決議」をしていたところでありました。

そこで、むつ市議会と私の考え方が同様であることを踏まえまして、平成17年7月22日付で風間浦村長に対して今回の合併協議会の設置については議会に付議しない旨、回答しましたので、ご報告申し上げます。

次に、公害対策及び交通問題対策についての報告であります。これらの報告につきましては、民生部長及び企画部長から報告をいたさせます。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 公害対策に関しますことのうち、民生部が所管いたしております事項についてご報告を申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります。6月20日に開催されましたむつ市議会第184回定例会以降、8月22日まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質検査結果についてであります。お配りいたしました河川等水質検査資料の1ページから2ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、7月28日、29日に採水し、測定いたしておりますが、汚濁を判断する主要指標でありますBODはいずれも基準値を下回っており、また他の項目もすべて基準を満たしております。

した。

次に、資料3ページのその他の河川につきましては、7月28日、29日に採水し、測定いたしております。これらの河川は、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川のBODの基準値と比較いたしますと、明神川と小松野川の数値が高く出ておりましたが、他の9河川はいずれも基準値以下でありました。

次に、資料4ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水水質につきましては、7月5日に採水し、測定が行われておりました。2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、資料5ページのアツギむつ株式会社むつ事業所の排水水質測定結果につきましては、7月28日に採水し、測定いたしておりますが、すべての項目において基準値以下でありました。

以上で民生部が所管いたしております事項についての報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 企画部が所管する事項についての報告を申し上げます。

まず、核燃料等保管施設における安全対策に関する経過報告でございます。核燃料等保管施設における安全対策につきましては、前回、平成17年6月20日の経過報告以降、これにかかる動きはありませんので、特に申し上げる事項はございません。

続きまして、交通問題対策に関する経過報告でございます。交通問題対策については、平成17年6月20日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制状況につきましては、平成17年6月及び7月の運行規制はありませんでし

た。

次に、要望活動につきましては、去る7月19日に開催されました平成18年度の県への重点要望説明会において、下北総合開発期成同盟会として強風対策並びに新幹線新青森延伸後の安定的運行の確保、八戸駅までの直通快速便の増便及び減便された青森直通便の復活について県へ支援をお願いしております。

また、7月20日及び21日に行われたJR東日本盛岡支社、県選出国會議員等に対する市議會議員要望に企画部次長が同行しております。この要望では、大湊線の強風対策、利便性の向上についての要望書を提出しております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります。要望活動につきましては、去る7月19日に開催されました平成18年度の県への重点要望説明会において、下北総合開発期成同盟会として下北半島縦貫道路の建設促進について要望しております。

また、7月14日及び15日に行われました東北地方整備局、国土交通省、県選出国會議員に対する市議會議員要望に、私企画部長が同行しております。この要望では、道路特定財源の確保や下北半島縦貫道路の整備促進など、4項目についての要望書を提出しております。

なお、これに先立ちまして、7月12日には私と企画部次長が青森河川国道事務所へ出向き、同様の要望書を提出しております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これから質疑を行います。

まず、市長の報告に対し、質疑ありませんか。

4番川下八十美議員。

（4番 川下八十美議員登壇）

○4番（川下八十美） 市長の行政報告について、2点ほどお尋ねいたします。

1点目は、合併協議会設置に係る意見照会が風

間浦村から私たちむつ市に出されたことに対する市長の考え方がありますが、内容についての考え方は、報告にもありましたとおり、私たち議会でも前回決議として出されたとおりであることは言うまでもありません。が、私は前回の定例会で市長から、この行政報告を承ったわけではありますが、市長は行政報告をもって議員からの意見聴取という考え方であったようでありますが、私はあの行政報告をもって議員から、この風間浦村から受けた合併協議会の設置を議員の意見を聴取をする報告とは受けとめておりませんでした。少なくとも、これは90日以内に風間浦村に返答しなければいけないわけがありますから、私たちの議長にも、あるいは議会に対しても、この意見を聴取する意向を何らかの形で求めるべきでなかったかと思うのです。

例えば私たちはもう合併の特別委員会を解散しておりますから、この意見聴取を求めるための全員協議会とか、あるいは議長にその意見を求めたとするならば、恐らく議長からの形で全員協議会のみならず、議員協議会でも開かれる機会があったらと思うのです。なぜ前回の定例会で議会がわざわざ決議案を出したかと申しますと、そういう方策が市長から求められておらなかった。だから大変僭越ではありますが、私は旧むつ市の代表者会議、これは非公式でありますけれども、この席で議会としても何らかの意思表示をしなければ風間浦村に非礼ではないか、失礼ではないか、やっぱり議会としても何らかの意思表示をするべきだということを非公開の代表者会議で議長に進言して、この決議案が生まれた経緯があります。

それは、なぜ議会がそうしなければいけないかということ、私はこの風間浦村との合併や、あるいは北通り3町村の合併にはそれなりの意見は持っておりますけれども、やっぱりむつ市と合併したいという風間浦村民の中においてになる方々に議

会が、あるいはむつ市が何らかの対応を、何らかの心の意思表示を与えておくことが最も大事だったから、こういう一つの方策として提案をさせていただいたわけではありますが、市長から90日以内に返答しなければならないものを議会に何らそういう意見を求めなかったということは、私は非常に残念でならないのです。これは、どういうことであつたのでしょうか。結果的には、こういうことにはなりましたけれども、やっぱりそういう道を市長として議会に対しても求めるべきでなかったのではないのでしょうか。このことを、結果的にはこれでよしといたしますけれども、市長にお伺いをいたしておきたいと思うところであります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 合併についての手法と申しますか、これは住民請求によって風間浦村長がむつ市に対して付議してくれという要請であります。私からこの報告を申し上げたところ、それに対して、議会側の対応として付議すべきではないという趣旨の議決をさせていただいて、それを素直にちょうだいした、こういうことであります。議会の意思を十分に尊重したつもりでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（川下八十美） 市長、結果はそのとおりなのです。しからば、6月定例会で議会の決議がなかったならば、議会に対する対応はそのままの形であつたのでしょうか。市長の前回の行政報告は、風間浦村からそういう要請を受けた、自分の考え方はこうだと、こういう行政報告だったのです。やっぱり機関として、組織として議会の議長を通して、こういう要請が来ておるけれども、これに対する対応をどうするか、議会としての意見を求めたいという形がなければならないのではないのでしょうか。あの決議がなかったら、90日という期

間は、もうなくなるのです。それだけでない、3月定例会のときから風間浦村からそういう要請の動きがあつた。そして、6月定例会の中に、5月という、純粹に丸1カ月あつたのです。私は、このときに今言うように、議長に、議員協議会なり、あるいは全員協議会なりを開いて、特に今回は65人、各旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村の議員も一緒になって新しい議会になっているわけがありますから、それに対しての意見を求めることが私は大事だと思うのです。そのところがなかったということをお聞きしているのです。あの決議がなかったら、そのままにするつもりだったのですか。決議があつたから、それでよしと、その手法は、これいかがかなと思います。やっぱり市長が風間浦村長から承ったわけですから、それを議会に対してどうしましょうかという問いを議長を通してすべきであると。もう一遍、そのところをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 風間浦村長からの申し入れは、議場で申し上げております。それに対して、議場で付議すべきでないという趣旨の議決をしておられる。それをいただいてから、なおそれを検討する場をつくるということは、これは議会の意思を軽んずるものでありまして、私のすべき手法ではないと考えました。もちろんこの間に、何人かがありますけれども、議員各位からもご意見を伺っておりますが、今からやっていいのかという趣旨のご発言をも伺っておりますので、それを両々相まって結論にたどり着いたということでありますから、ご了承願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（川下八十美） 結果としては、私は市長の考え方、議会の決議、これは一致していますから、私もそのとおりでそういう提案をさせていただいたのです。これはそれでいいのです。決議を受け

てから、議会の意向をお聞きなさいと私は言っているのではないのです。これは、6月定例会にそれを申し上げればよかったかもしれませんが、今日、今なお風間浦村の中には、やっぱり北通り3町村で合併するべきだというご意見があり、私もこの意見は、北通り3町村は一極をつくるべきだということの一つの持論としているわけですが、少なくとも風間浦村の村民の中にはむつ市と合併したいという気持ちの、ありがたい、尊重しなければならぬ村民の方々がおいでになるわけですから、これには我々むつ市議会もこたえておかなければいけないということで、私は非常にこの手法をとられた経緯に関しては憂慮を覚えておる一人であります。が、結果的には議会も市長の考え方と一致した形でこの対応になっておりますから、今後北通り3町村がどういう形になるかはまだまだ不透明でございますし、将来さらに原点に立った1市8カ町村の大合併をしなければならぬときが来るかもしれませんので、この合併に関する、特に北通り3町村との合併に関して新しい形が出たとするならば、その対応は今の経験を生かして、さらに市長から我々議会の方にも対応をきちっと求めていただくようにご要望を申し上げておきます。

○議長（宮下順一郎） ほかに市長の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。15番菊池広志議員。

（15番 菊池広志議員登壇）

○15番（菊池広志） ただいま民生部長より公害対策についての報告をいただいたわけですが、確かに大変むつ市の中でも河川の問題、また原燃の関係の問題、これは大変重要な問題であるのでありますが、私は何よりも今このむつ市の中

で公害と位置づけられているものに関して、全国的に大変名前が取りざたされておりますアスベストについて、現行の中で何ら議会の中でもこのことについての協議、またこのような調査をしているというようなことも見受けられませんでした。このことについて若干お尋ねしたいと思います。

ご存じのとおり公害というものは、いつ、どこで起きるかわからない問題であります。しかしながら、アスベストは今話をしましたように、全国各地どこでもあり得てもおかしくはない公害であります。このことについての調査がなされたのか、またこのアスベストの件では、やはり学校とか病院とか、またその他むつ市にある関連施設については大変、中に含まれているおそれが高い建造物がむつ市にはあるのではないかと心配がなされているところでありますが、このことについてぜひご報告があれば、また調査をされたのか、されていないのか、そのことについてもお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 菊池広志議員にお願いいたします。

ただいまは、報告に対しての質疑ということで求めたわけでございますので、この報告に対する質疑が終了した段階で、アスベストについて答えられる範囲についてのご答弁をさせますので、ご了解をさせていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。15番。

○15番（菊池広志） 先ほど川下議員の質疑の中で、市長から報告がある、そして公害については部長から報告があるということでございました。私が今お尋ねしているのは、事公害に関しては部長からというようなことでありましたが、先ほど質疑をなさった議員に議長から、この公害に関しては部長からの答弁の中で行うという話がありました。これは、公害のことについてですから、私は市長に一番お聞きしたかったのでありますが、や

はり議事の進行上そのようなことであればということ、あえて部長にお尋ねさせていただくような形となったことを申し上げたいと思うところでございます。

○議長（宮下順一郎） ただいまは、先ほど市長の行政報告に対してまず質疑を求めまして、川下議員が質疑をされて答弁になったわけでございます。次は、公害対策に対するただいまの報告に対し、質疑ありませんかというようなことであります。先ほどの報告では、公害対策につきましてはアスベストの件は報告がなかったわけでございますので、まず報告された部分だけの質疑を受けて、その後アスベストの問題については答弁を受けたいと、このように考えているわけなのですけれども、15番。

○15番（菊池広志） 大変不満なのでありますが、議事進行上、ではその公害の件が終わりました時点で再度お尋ねいたしたいと思っておりますので、お取り計らいよろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） ご協力ありがとうございます。

公害対策に対するただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 4番川下八十美議員。

（4番 川下八十美議員登壇）

○4番（川下八十美） 質疑に入る前に、議長に議事進行の形をお願いします。

私も公害に関する経過報告そのものには異議はないのです。ところが、この報告書の中にある部分がありますので、そうすると、議長からこの公害、交通に関しての質問を受けた後で、その他の質問を受けるのですか。

○議長（宮下順一郎） 予定とすれば、先ほどの発言がございましたので、ほかに質疑ありませんかということでお尋ねをするつもりでございます。

4番。

○4番（川下八十美） だから、そのところを、とりあえずこの報告の中で処理してもいいのではないですか、今の部分も、また私が言う部分も。そうしないと、私はこの議事の関係で、市長の行政報告ですから、民生部長であろうと企画部長であろうと、これは市長の行政報告の部分に入ります。ですから、その取り扱いで、議長、質疑をさせてください。よろしいですか。

○議長（宮下順一郎） 川下議員、ちょっとお願いいたします。

私のこれからのこの公害対策、それから交通問題対策に対する質疑の口述は、次のようになっております。「ただいまの公害対策に関する報告に対し、質疑ありませんか」、そして質疑を受けます。そして、質疑が終わった後に、また「そのほかに質疑はありませんか」というふうな形をとります。交通問題についても、「ただいまの交通問題対策に関する報告に対し、質疑ありませんか」、そしてその後、「そのほかに質疑ありませんか」という形で質疑を求めていきたいと思っておりますので、その報告に対してのまず質疑を受けたいと、議事の整理上そういうふうに進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○4番（川下八十美） 前回から、行政報告がそういう形になっておりますので、今言ったように、議長の議事の進め方がこれからそういう方向でいくということになれば、私たちも質問の項目について、その都度申し上げますから、わかりました。議事進行の部分は、ここで終わります。

○議長（宮下順一郎） 公害対策に関するただいまの報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。先ほど菊池広志議員の質疑を受けておりますので、市長より答弁を求めます。市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) アスベストを含んでいる公共的建物、これは非常に健康上影響が大きいと。ただし、これを吸ってから発病するまで30年かかるというようなことも考え合わせながら、一応公共建物の調査はいたしております。

まず、本庁の北庁舎、吹きつけロックウール部への含有の有無について成分を分析せよというようなことがあって、20カ所ぐらいにアスベストらしきものがあるというような認識を持っております。さらに、教育施設に関しましても調査をいたしておりますが、大畑公民館の講堂、これはとりあえず使用禁止にしました。天井が落ちてきて、その上にアスベストがあるようだということでありますので、これらの資料を後ほど皆様方のお手元にお配りしたいと思っております。

ただ、環境省の見解というのがございますので、これをご披露申し上げておきたいと思いますが、「都道府県に対し、保健所で住民の健康相談を受けるよう要請した。ただし、公害との表現は慎重に避けている」。環境基本法や公害健康被害補償法は事業活動などに伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染で人の健康に被害が生ずることを公害としております。この法の趣旨に照らせば、現時点では公害と断定するのはちょっと違うかもしれない、こういう解釈をしているそうであります。私どもも法律に従って公害調査を行っているわけでありますので、所管省であります環境省が、まだ公害という結論に至っていない段階であります。それでは地域住民の方々の健康を守るという立場を貫けないということで、とりあえず公共建物の調査をしているという状態にあることを申し上げておきたいと思っております。

○議長(宮下順一郎) 15番。

○15番(菊池広志) むつ市内、旧ではなく、新市内の中で20カ所くらいあるというようなことであ

り、また大畑公民館の講堂にはそれがあるということでも話をされました。また、環境省においては、公害ではないというような判断も今お聞きしてわかったわけでございますけれども、ただ私がいろいろ調べたり、また認識しているのは、アスベストというのは肺呼吸する中で、ほんの微量のものが空気中に含まれたとして、それが肺の中に入ると、いわゆる中皮腫的な病気に移行して発病してしまうと。ですから、公害というのは大体が大きい形の中で起きるもので、目に見えて起こるから公害ということではないと思うのです。私は、環境省に物を言う立場ではないのですけれども、ただ微量なものでもそうなるよということは、テレビ、または報道等でされているわけでございます。そのことを市長に話をしても、これはしょうがないかなというように考えますが、先般の地震で三戸町の小学校ですけれども、どうもアスベストが上から降るような状況にあると使用を禁止していますよね。ただ、これは公害と判断しないけれども、危険だからというようなことではないのでしょうか。

また、私が申し上げたいのは、こうして20カ所超の調査をしているのであれば、それは環境省で公害とは認識しない、まだ断定はしない段階であるというようなことで私は判断しますけれども、であれば、その調査の結果をむつ市がやっていますということが大事なのではないかなと思えます。環境省が公害と認定しないものを議会にかけてはいかなものかなという判断をなされたのか、それともやはり報道等で、またテレビ等でも毎日やっておりました。そのような危惧、心配を親御さんは皆なさっているわけでございます。そのことを調査したのであれば、何よりも早くその調査の結果を発表して、そして対応としてはどのようにしましょうかということをややはり議会の中でも発表するべきではなかったのではないでしょ

うか。環境省が公害と認定しないから発表しなかったということは、私はおかしいと思います。報道等でやられているとおり、これだけ危険だということがはっきりわかっているわけですので、そのことは各家庭の皆さんが、このむつ市の中に住んでいて、やはり心配であるからこそ、だからこそのような判断が必要なのではないかというように考えますが、市長のご所見、お伺いしたいなと。

また、当下北文化会館のすぐ近く、すぐ前です、名前は申し上げませんが、アスベストの問題で、今一生懸命特別な工事によって、それを除去しているところが、目の前にもあるわけでございます。やはりそのことも考えますと、市の考え方よりも一般の住民の方々の方がずっとそのことに対しては危惧しているのです。だから、むつ市で発表しなくても、住民の方々が、自己負担で、また自分で心配だからこそ、周りの人に迷惑をかけてはいけない、また当然自分の家族にも迷惑をかけてはいけないということでそのような工事をされているわけです。環境省が公害と認めないから発表しなかったということなのかどうなのか、市長にお伺いをしたいと思います。よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今定例会の、一般質問の中でこの問題を取り上げていらっしゃる方もございます。その機会には、るる答弁をさせていただくつもりでおりますが、公害という認定をされていないけれども、明らかに人体に被害が生ずるのだということで、これは環境省というのは厚生労働省の前身、厚生省から分かれてできた官庁でありまして、まだ公害というふうに言い切っていないという中で我々は調査をしているわけでありまして、ですから、調査の結果について、議員各位につまびらかに報告することは、これは論をまちません

が、ただ国が公害と認定していない理由には、補償が伴うことであるので、公害と認定していないというような事情もあるようでございますから、そのような諸般の事情を考慮して、公共建物の中にあるアスベストについては私どもは早急に調査をしている。調査はしておりますが、まだ結論として、判定として出ていないものもあります。これは、調査費がかなりかかりますので、それぞれ結論が出てから、もっとさらに正確に議会にも、あるいは記者会見等でも発表できるだろうとは考えております。ただ、一般の方々アスベストを除去するのは、そこまでまだ行政として踏み込める状況にはないということはおわかりいただけると思います。でありますから、我々が管理している建物等の調査は行っている、その対策も考えておる。先ほども申し上げましたが、大畑公民館の講堂の天井が落ちて、その上にアスベストがあるようだということで使用をとめているという状況も生じてきているわけでありまして、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。
4番川下八十美議員。

（4番 川下八十美議員登壇）

○4番（川下八十美） 公害対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告のその他の部分でお尋ねさせていただきます。

公害の発生はないという報告はそのとおりでありまして、このことについては評価できるわけがありますが、これも私は公害の一つに入るかどうかが疑問なのでありますが、不法投棄のことなのです。合併になってから不法投棄の件数等で報告がございませんので、これはそれこそないものと信じておりますが、少なくとも私が見、そして指摘を受けたところで2カ所ばかり指摘をしておきたいと思うのでありますが、一つは、これは明らかに不法投棄です。原子力船「むつ」の定係港周辺、

これは本当に原子力船「むつ」がこういう状況になって現地が忘れられておるかもわかりませんが、現在不法投棄の山です。これは、一種の公害と言ってもいいでしょう。このこともひとつ見てみていただきたい。

それから、これは不法投棄と言えない部分もありますが、田名部漁協周辺における海岸、これは流出物もあるわけでありましてけれども、この中にも不法投棄の部分もある。私も指摘を受けて2カ所現地に行ってみました。こういう2カ所の私の指摘ですけれども、全般的にこういうごみの不法投棄に関してどういう対応をされておられるのか、私は非常に疑問に思う。やっぱりいろんな監視体制をとって、この不法投棄の問題にも取り組むべきだと思っておりますが、その辺の状況はいかがでございましょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） ごみ及びその他のものの不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、不法投棄した者は罰金を取られるというふうになっていまして、公害には分類されておられません。しかし、公害に分類されていなくても町の美観を壊したり、悪臭を放ったりするという現象がありますので、これには罰則が伴っているわけでありまして、そちらの方について厳正な適用をするように警察と協力してやっておるわけでありまして、これなかなか犯人が見つからないのが実情でございまして。不法投棄を発見した場合には、せつせと後片づけをさせてもらっているというのが今の我々の対応の仕方でありまして。

それから、川の中、海の中にありますごみは必ずしも不法投棄と言いがたい。波に乗って来るもの、潮に乗って来るもの、こういうものもありますので、それが潮目の境で一定の場所に滞留するという現象も起きますので、これらについては多

くは善意に頼って除去してもらっておるというのが今日の状況であります。そういうことを一つ一つ、よくない表現ですが、シラミつぶしにつぶしていくこと以外今は道がない状況でありますので、そのように努力していることをご理解願いたいと思います。

ご指摘のあった箇所については、注意をして調査をしてみたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（川下八十美） そういうことで、私は旧むつ市内だけより目が届かない部分がありますので、きっと広範囲となった新むつ市全体、海岸沿いは特に脇野沢や川内、大畑もおいでになるわけですから、新しい市として環境の問題の中で、特に不法投棄の問題にも取り組んでいただきますようお願いをして終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに公害対策に関する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。53番濱田栄子議員。

（53番 濱田栄子議員登壇）

○53番（濱田栄子） 交通問題対策に関する経過報告に対して質疑いたします。

私も先般の陳情と一緒にいってまいりましたけれども、少し品のいい陳情だったような気がいたします。市長としては、下北半島縦貫道路の建設促進対策について、もっともっと強力に、例えば早急に完成していただかなければ、もう泊まり込んでも確約をとってくるというぐらいの決意が欲しいのですが、その辺のところをどうお考えでしょうか。このまま進めていくという考えでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 国土交通省がかつては、当時の名前で言いますと、青森建設事務所から始まって仙台の東北地方建設局に行って、その後に建設省に陳情するという段階を踏んでちゃんと陳情しないと実らないということになっておったのでありますが、国土交通省になりましてから、今ほとんどが仙台の局で要請を受け付けるという仕掛けになってまいりまして、地方の持っている権利を使ってくださいと、その中で国が大枠の予算をつくるという段取りになってきております。地域高規格道路につきましては、平成17年度、平成18年度はむつ南バイパスの測量に入ります。道路予定地は、ほぼ段取りが終わっておりまして、これを測量する。ただし、残念なのは、単年度で測量するのではなくて、2カ年かかって測量する。今までと同じレベルの予算しかついていないということになるのか、こういう状況であります。これは国の予算枠全体が、特に道路に関する予算枠全体が今非常に厳しい環境に置かれておりますので、私どもは単に陳情、泊まり込みまでしなくても、国道建設のための協議会というのがございます。私も去年からそのメンバーの一人になりました。その中でさまざまな形で会議に参加し、お願いをしてまいっておりますので、かつての陳情のように、ただ陳情書を持って回って歩くということではなく、そういう国土交通省自体が今変化し始めている、その変化に対応した要請の仕方を続けていかなければならないだろうと、そう考えておりますので、そのような方向で努力をいたしてまいります。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） ないないと言いながらも、あるところにはあるのが予算ではないかなと思っております。ですから、正攻法だけでなく、やはりこちらの下北半島、少し国から置き去りにされている部分がございます。先般の森林問題にしま

しても、大型船トロール、底びき網の問題にいたしましても、例えば岩手県では6マイル沖しか操業させませんが、下北半島においては3.5マイルまでぐっと入ってきております。9月1日になると解禁になり、大畑地区では大きな打撃を受けております。今、市は大きくなりましたので、何とか私たちにもきちっと法律の光が当たるような、その辺を私は市長のその実力で頑張っていたきたいなと思っております。

道路問題にしても、こんなへんぴな国道はなかなかないと思います。この格好いい下北半島に食料を中央に運ぶ大きな道路を早くつくっていただいて、地域の産業を元気にして、何とか頑張っていたきたいなと思います。市長、一言お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 野辺地バイパスが10年かかって9.2キロです。60キロあるうちのおおむね6分の1ですが、これは理由は一つ、土地の取得に非常に手間がかかった、こういうことがあります。と申しますのは、地域高規格道路に該当するような土地は、一時の原野商法によって買いあさられました、あるいは売られました。現在土地の所有者が不明なところがいっぱいあるわけでありまして。私どもは、これは県に対して要請をしましたが、土地収用法を適用することによって所有者が不明な土地でも取得できる道が開いているはずだから、土地収用委員会、私がこれを発言したのは5年も前でありまして、現在では土地収用法の適用が非常に楽になっているのです。昔は土地が取得できれば道路の建設は90%できたと同じだと言われたものでありますが、まだ土地の取得に手数料がかかっている状況があります。これは、もう一つ下北で典型的なケースが白糠バイパスというのがあります。これも土地が取得できなくて工事が難航しているという状況であります。そのよ

うに今は地方分権が進んできておりまして、土地収用法は今のところ県が専ら行っておりますが、これが市町村でできるようになってくる、その段階で協力をしていけるのではないかと。単に頭を下げてお願いするばかりでなくて、協力するという形で建設を早めていくという手法を使う必要があると考えております。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） 市長におかれましては、冷静なというイメージの市長でございますが、地域のためには少し、方言で言うなら、ごんぼほり市長にでもなって、やはり道路を早期完成させ、建設関係の皆様に行き渡るように努力していただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに報告に対するの質疑はありませんか。29番工藤孝夫議員。

（29番 工藤孝夫議員登壇）

○29番（工藤孝夫） JR東日本大湊線問題の対策と下北半島縦貫道路の建設促進対策について要望活動があったということです。その要望活動を行った結果どういう回答がなされたのかということを知りたいと思いますので、お答え願いたい。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） まず、大湊線の問題でございますが、これは時間、それから増便の問題、いろいろあります。具体的には、まだ解決されていない、また今までの住民のいろいろな要望も具体的に見える形で実現されていない部分がございます。増便してくださいということと、あと時間をもっと考えてくださいということもあわせてのお願いということでございます。これは、JRもそうですが、バスもいろいろありますけれども、それとの連絡もかなり不便なところもございます。今なお要望継続中でございますが、具体的にどの程度どうかしようというような段階まで今

行っている部分もございます。ご了承いただきたいと思っております。

それから、下北半島縦貫道路につきましては、東北地方整備局、それから国土交通省ということで、あと青森県の要望をやっておりますけれども、これも全部鋭意できるだけの努力はしましょう。東北地方整備局では、かなり詳しい具体的な陳情の仕方、要望書ということで出しましたけれども、以前は陳情という形で要望いたしておりましたけれども、下北全体での位置づけ、下北半島縦貫道路の位置づけを考えた形で、それがどういう性格を持つものであるか、そういったイメージも含めての要望の仕方の方が効果がありますよと、そういったこともご指導いただきました。そういうものを含めて、今なお一生懸命やっているというようなことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 工藤議員にお願いをいたします。

議会の要望活動につきましては、後日代表者会議、さまざまな場面で各議員の方にご報告をする予定になっておりますので、そのことを踏まえてのご質疑をお願いしたいと思います。

○29番（工藤孝夫） それでは、終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに報告に対するの質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） それでは、報告以外に対するの質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第4 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第4 請願第1号 使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致しないことに関する請願を議題といたします。

総務常任委員会に付託した請願について、審査の経過並びに結果を総務常任委員長から報告を求めます。総務常任委員長。

（11番 高田正俊議員登壇）

○11番（高田正俊） 総務常任委員会に付託されました請願第1号について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、7月6日、7月27日、8月8日、8月10日の4回にわたり審査いたしました。

8月8日には、紹介議員及び参考人の出席を求めるとともに、8月10日には理事者側から資料の提出及び出席を求め審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました請願第1号は、願意に沿いがたく、不採択とすべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、紹介議員の工藤孝夫議員からは、中間貯蔵施設をめぐる情勢が変わってきている中で、さまざまな疑念が払拭されず住民が不安である。したがって、新むつ市の議会では最初から十分な審議をしていただきたいとの説明がありました。

また、参考人の櫛部孝行氏からは、核燃料中間貯蔵施設を誘致しないことについての、4点の理由が述べられました。

その1点目は、合併により議員構成が大きく変わったので、新市の段階で最初から審議をする必要があると考える。

2点目は、中間貯蔵施設が永久貯蔵になるおそれがあることのほか、各原発の貯蔵容量を見ても余裕があるので今すぐ中間貯蔵施設を建設する必

要がない。

3点目は、安全性の問題として、活断層の関係から地震対策の安全が確保できないことと、キャスクを使った貯蔵技術では50年後は安全と言えない。

4点目は、地域振興になるという点では、原発を推進してきた他地域を見れば、地場産業は衰退し地域振興にはならなかったとの説明がありました。

これについて委員からは、十分審議されるようにということであるが、旧むつ地区では十分審議されているし、合併協議会でも中間貯蔵施設の問題が話題になったということを知っているか。

また、永久貯蔵のおそれがあるとのことだが、キャスク自体で永久貯蔵できるものではない。最終処分場を2010年以降考えるということも国の方で進めている。地震の安全性については東通村の原発についてもこれらを踏まえて国が許可しているし、活断層に関しては専門家でも意見が分かれるが、そういうことについてはどうかとの質疑が出されました。

これに対し、参考人からは、合併協議会で中間貯蔵施設について協議されたということは知らない。また、活断層でないという専門家の意見については承知していないとの答弁がありました。

次に、理事者側から「使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致することにより、恒久的財源となり得る裏づけとなる資料」の提出を求め、審査をいたしました。

資料について理事者側からは次のような説明がありました。

電源立地等初期対策交付金相当部分については、第1期分として立地可能性調査開始から知事同意年度まで年1億4,000万円ずつ、また第2期分として知事同意の翌年度から2年間は9億8,000万円ずつを見込んでいます。

電源立地等初期対策交付金の次は、電源立地促進対策交付金となり、予定建設費が1,000億円で、2棟合わせての交付金は全体で約16億円程度となる試算であるが、交付金の額は建設費により変動する。

電源立地特別交付金相当部分は、施設の建設着工から運転終了まで、一般家庭の契約口数と工場が契約している契約電力量により計算され交付される。

また、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分については、運転開始の翌年度から運転終了まで毎年1億円ほど交付される。

これに使用済み核燃料貯蔵部分として、1トン当たり40万円が貯蔵終了まで加算される。

平成15年6月に議会の特別委員会で示した資料では、当時施設の規模として貯蔵量5,000トンから6,000トンとされたことから6,000トンと仮定し、交付期間60年で約1,290億円と試算したが、その後、事業規模として具体的に5,000トンとなったことから、これよりおよそ100億円程度は少なくなる見込みとのことであります。

これについて委員からは、一般家庭へ還元するとすれば、四つの交付金相当部分の枠組みの総額の中から、幾ら還元するかということを決めることができるのかとの質疑が出されました。

これに対し、理事者側からは、使うことは可能かもしれないが、現実にはなかなか難しい状況とのことであり、積み立てしている地域振興基金についてはあくまでも特定の事業のための積み立てで、他の事業へ流用することはできないとのことであります。

また、別の委員からは、この交付金が入ることにより普通交付税が減ることはないかとの質疑がありました。

これに対し理事者側からは、基本的には減ることにはならない。また、交付金の用途は制限され

ているが、以前よりはかなり活用範囲が拡大されており、現在消防士、学校用務員、調理員等の給与にも充てているとの答弁がありました。

最後に、審議の過程では以下のような意見が委員から出されました。

まず、採択すべきとの意見では、絶対的に中間貯蔵施設に反対ではないが、エネルギー問題は変革期に来ているため、現時点では急ぐべきではないとの意見がありました。

また、別の委員からは、今県の段階に進んでいるので、ここで云々するのは行政を混乱させるとの不安がある方もいると思うが、どんな段階であっても住民の声が出せるように、また出した場合はそれを受けとめる義務がある。さらに永久貯蔵にならない担保を求めるような何らかの方法がとれないかとの意見がありました。

次に、不採択すべきとの意見では、請願の趣旨と理由にそごを生じている。

さらに、過去のむつ市議会の特別委員会で意見が集約され立地可能との結果になっているので尊重すべきであるとの意見がありました。

また、別の委員からは、旧むつ市の中で立地は可能であるということを受けて市長が誘致を表明し、今県の段階でそれを審議し、最終的な県知事の判断を待っている段階である、との意見や、今まで6人の専門家が検討委員会を開き、その中で安全性は十分確保されていると最終的な結論を出しているとの意見がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 以上で総務常任委員長長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 請願第1号について、賛成討論を行います。

本案は、使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致しないことという請願であります。現在県知事の判断をまつという状況であります。県の審査の段階で多くの問題点が明らかになりました。一つ目として、50年後の搬出先が明らかになっていない状態で中間貯蔵するということでもあります。国は、2010年ごろ搬出先を検討するというにしています。ということは、今現在は搬出先はないということでもあります。

また、市長は永久貯蔵施設にならないというさらなる担保として、民間会社との協定で、その担保とするようであります。しかし、民間会社は50年後存在している保証はありません。実際田子町の不法投棄問題では、不法投棄した二つの会社は倒産しております。よって、担保とはなり得ないものであります。子々孫々に大きな負担を残すことになります。

二つ目として、このまま使用済み核燃料中間貯蔵施設が認められれば、青森県への核廃棄物一極集中が一層進行することになります。

三つ目として、電源三法交付金依存の自治体のあり方が自治体財政をゆがめる原因になっていることなどが明らかになりました。

以上の理由から、使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致しないことという本請願に対し、賛成いた

します。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。この採決は起立により行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者8人、起立しない者51人）

○議長（宮下順一郎） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第5～日程第49 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第5 議案第179号 むつ市過疎地域自立促進計画についてから日程第49 報告第39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの45件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） ただいま上程されました39議案6報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第179号 むつ市過疎地域自立促進計画についてであります。本案は、去る3月14日の市町村合併に伴い、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の地域が合併前に引き続き過疎地域とみなされることから、過疎地域自立促進市町村計画を定めるためのものであります。

これまで旧3町村においては、それぞれ地域の自立促進を目標とする計画を策定しておりました

が、今回提案いたします平成17年度から平成21年度を目標年次とする後期計画につきましては、基本的に旧3町村の前期計画の方針を踏襲しつつ、青森県過疎地域自立促進方針に沿い、かつ新まちづくり計画と整合性を図りながら、新たな事業展開を図り、合併市町村間の一体感の醸成と均衡ある発展による新むつ市全体としての自立を目指したものとしております。

次に、議案第180号 むつ市個人情報保護条例についてであります。本案は、市が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人情報の保護を十分なものとするとともに、公正で信頼ある市政の推進、個人の権利、利益を保護するためのものであります。

次に、議案第181号 むつ市脇野沢地域交流センター条例についてであります。本案は、市民の心身の健全な発達と体育、スポーツ及び文化の普及振興を図るため、市民の憩いの施設として設置するためのものであります。

次に、議案第182号 むつ市ウェルネスパーク条例についてであります。本案は、スポーツの振興と市民の健康増進を図るとともに、市民の相互交流と豊かな市民生活の形成に資するため、体育・スポーツ施設として設置するとともに、施設の管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであります。

次に、議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法等の一部改正に伴い提案するものでありまして、平成18年度から年齢65歳以上の者に係る個人住民税の非課税措置を段階的に廃止し、給与支払報告書の提出対象者の範囲を拡大するとともに、特定管理株式が価値を失った場合の課税の特例の創設を行うほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第184号 むつ市手数料条例の一部

を改正する条例についてであります。本案は、船員法の一部改正に伴い、船員法の規定に基づく雇入契約の公認に係る手数料を廃止するためのものであります。

次に、議案第185号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会教育行政の充実を図るべく委員の定数を増員するためのものであります。

次に、議案第186号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、脇野沢地域交流センターに併設されることとなります脇野沢公民館に関する規定を整備するためのものであります。

次に、議案第187号 むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、文化財保護行政の充実を図るべく文化財保護審議会委員の定数を増員するためのものであります。

次に、議案第188号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ市尻沢スキー場の管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであります。

次に、議案第189号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、大畑中央公園のあさひな丘球場ほか3施設の管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであります。

次に、議案第190号 青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約についてであります。本案は、平成18年1月1日以降の青森県内の市町村合併に伴い、組合規約の変更について協議がありましたので、提案するものであります。

次に、議案第191号 青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加についてであります。本案は、構成団体である弘前市が岩木町及び相馬村と新設合併により弘前市を設置するこ

とに伴い、その加入について協議がありましたので、提案するものであります。

次に、議案第192号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、本年12月31日をもって任期が満了となります坪二三子氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第193号 平成17年度むつ市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回提案いたします補正予算は、4,561万8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は314億8,650万7,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費では、大畑庁舎の電子計算機撤去経費を追加しておりますほか、各庁舎間の連絡旅費、過疎地域自立促進計画策定に要する経費及び町会集会所設置等補助金を増額しております。

民生費には、介護保険制度の改正に伴うシステム改修等に係る繰出金を増額しておりますほか、児童手当及び保育料システムの統合及びネットワーク化を図るための経費を計上しております。

また、保育所費の財源として電源立地地域対策交付金を追加したことにより財源の更正を行っております。

衛生費には、健康管理システムの統合及びネットワーク化を図るための経費を増額しておりますほか、下北地域広域行政事務組合で事業を進めております、ごみ焼却施設に接続する助燃剤受入投入施設の整備事業が国の補助採択になったことから負担金を減額しております。

農林水産業費には、分収造林の売り払いに伴い、部分林組合に対する分収割合代金を追加しておりますほか、土地改良施設維持管理事業費補助金を増額しております。

土木費には、大畑地区に係る都市計画用途図等

の作成経費を追加しておりますほか、下水道事業特別会計の決算見込みにより繰出金を減額しております。

消防費には、消防署の運営費に充当しております電源立地地域対策交付金の増額に伴い、負担金を減額しております。

教育費には、小・中学校における防犯対策の充実を図るための経費、児童・生徒が自己の個性を理解して望ましい勤労観、職業観を身につけることを目的としたキャリア教育促進事業費を追加しておりますほか、社会教育委員及び文化財保護審議会委員の増員に伴う経費を追加しております。

また、ふれあいスポーツパーク整備事業費を決算見込みにより減額しておりますほか、財源を電源立地地域対策交付金から地域振興基金の取り崩しに変更したことに伴い、財源の更正を行っております。

次に、歳入の主なものについてであります。地方特例交付金、普通交付税については交付決定額を計上しておりますほか、国・県支出金には補助内示に伴う収入見込額を、財産収入には立木売払収入を、繰入金には老人保健特別会計及び介護保険特別会計の前年度決算分の精算額を計上しております。

なお、既に予算措置されております事務事業のうち、合併時の調整により負担増となった経費について、合併推進体制整備費補助金を充当し、それぞれの費目において財源の更正を行っております。

次に、議案第194号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。本案は、平成17年度分の介護納付金納付額の決定等により1億2,436万8,000円を減額補正するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は60億3,919万2,000円となります。

次に、議案第195号 平成17年度むつ市老人保

健特別会計補正予算についてであります。本案は、平成16年度の老人医療給付費の確定に伴う社会保険診療報酬支払基金交付金、国・県負担金の精算交付分及び繰越金を一般会計へ繰り出すため5,681万1,000円の増額補正するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は46億6,808万9,000円となります。

次に、議案第196号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、制度改正に伴う介護保険事務処理システム改修のための経費として1,253万7,000円、介護認定に係る認定調査費として811万2,000円、前年度介護給付費負担金及び交付金の精算による国、県及び支払基金への償還金として3,462万9,000円、一般会計への繰出金として640万7,000円を増額補正するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は40億2,091万円となります。

次に、議案第197号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。本案は、国庫補助金の内定通知等に伴う建設事業費の見直し及び資本費平準化を図るための地方債の発行等により、2,418万1,000円を増額補正するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は16億7,277万5,000円となります。

次に、議案第198号 平成16年度川内町一般会計歳入歳出決算から議案第216号 平成16年度大畑町水道事業会計決算までの19議案についてであります。これらは、去る3月14日の合併に伴う旧町村の打切決算を議会の認定に付すものであります。

なお、各一般会計の不足額には一時借入金を充用し、各特別会計の不足額には、一般会計歳計現金を繰替充用して処理しておりますほか、各特別会計の剰余金並びに各水道事業会計における当年度未処理欠損金及び当年度未処分利益剰余金は、新市のそれぞれの特別会計と水道事業会計に引き

継いで処理しております。

次に、議案第217号 平成16年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。水道事業収益は13億101万9,235円で、水道事業費用は12億1,958万8,479円となり、消費税及び地方消費税を除いた収支では6,083万6,917円の純利益を生じた決算となりましたが、合併により引き継がれました川内町水道事業の繰越欠損金と大畑町水道事業の繰越利益剰余金の差額分であります。前事業繰越欠損金9,459万7,833円をこの純利益で埋め、残額の3,376万916円は前年度繰越利益剰余金及び利益積立金をもって埋めております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入額は老朽管更新事業に伴う企業債等で6億8,779万9,700円で、資本的支出額は、老朽管更新事業等の建設改良費及び企業債償還金で11億305万9,452円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,525万9,752円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんしております。

次に、主な事業についてご説明いたします。老朽管更新事業では12路線、簡易水道統合整備事業で12路線、配水管整備事業で6路線の配水管等を更新、布設しておりますほか、宇曽利川水源地のろ過材更生業務委託等を実施しております。

次に、報告第34号 平成16年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書についてであります。これは、平成5年度から平成16年度までの12カ年の継続事業で実施してありました老朽管更新事業が完了となりましたので、精算報告をするものであります。

次に、報告第35号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは、平成17年度むつ市水道事業会計補正予算についてでありまして、上水道高料金対策借換債の借

り入れに当たり予算措置に急を要し、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第36号から報告第38号までの専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これらは、市が加入しております青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県消防補償等組合から、平成18年1月1日以降の青森県内の市町村合併等に伴い、それぞれ組合を組織する地方公共団体数の増減及び組合規約の変更について協議がありましたので、専決処分したものであります。

次に、報告第39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは、平成17年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、衆議院議員総選挙に要する経費及びバイオマス利活用事業費補助金の交付決定に伴い事業実施のための予算措置に急を要し、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました39議案6報告についてその大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご認定及びご承認賜りますようお願い申し上げます。次第であります。

○議長（宮下順一郎） これで、提案理由の説明を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明8月24日から26日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、明8月24日から26日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、8月27日と28日は休日のため休会とし、8月29日は議案質疑、委員会付託、一部採決、決算審査特別委員会設置及び付託、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時45分 散会